

官庁営繕の事業評価の概要

事業評価の位置づけ

- H13.6 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)制定
- H14.4 同法施行
- 「政策評価に関する基本方針」(H13.12閣議決定、行政評価法第5条による)(H17.12改定)
- 国交省「国土交通省政策評価基本計画」(H14.3省議決定、行政評価法第6条による)(毎年改正)

行政評価法(抜粋)

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

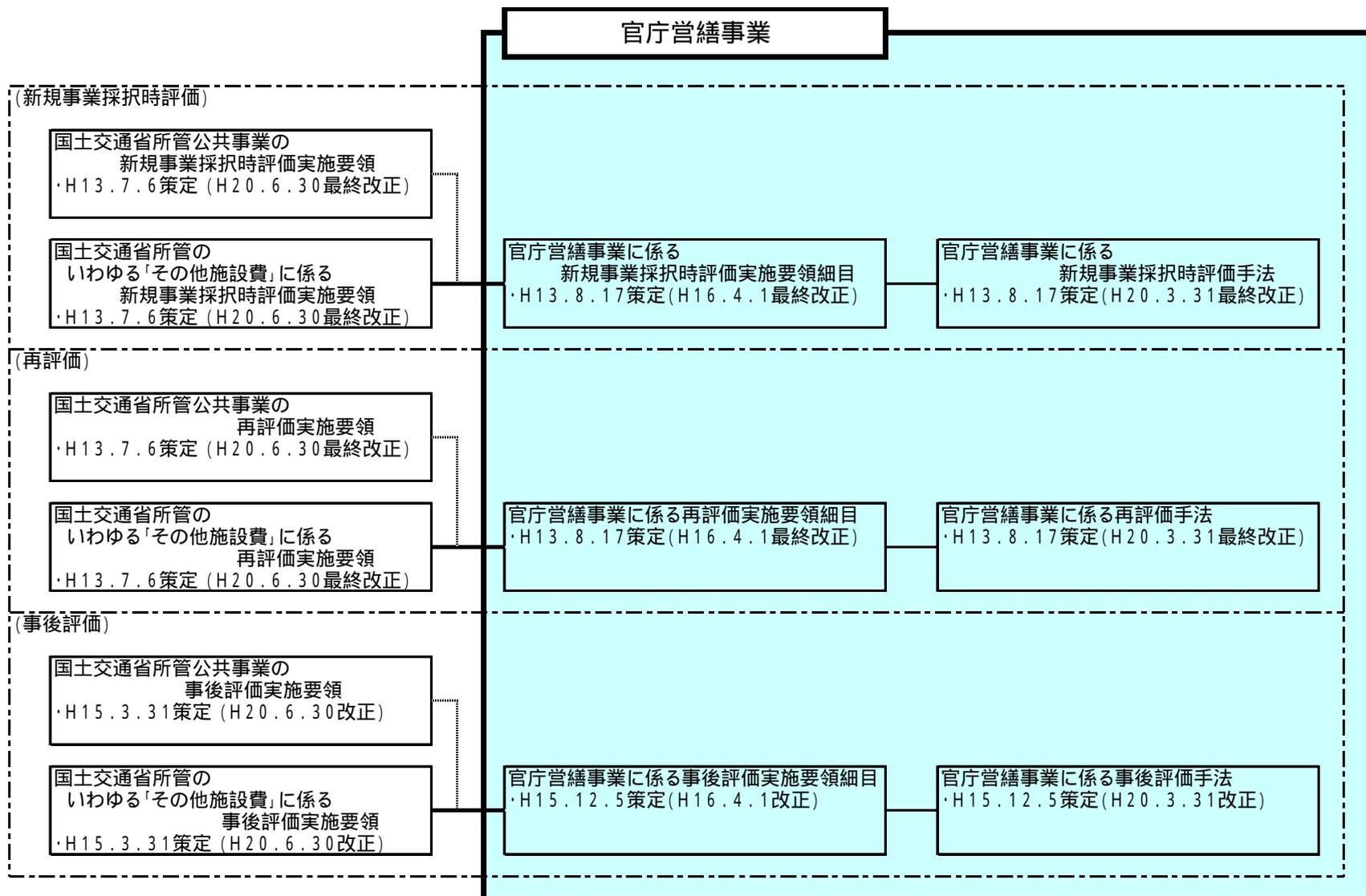
第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

個別公共事業の事業評価

- 新規事業採択時評価
- 再評価
- 事後評価

- 対象とする公共事業
「維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業（個々の公共的な建設の事業及び官公庁施設の建設等の事業をいう。）」

官庁営繕事業に係る事業評価関係規程



事業評価実施要領の概要

- 所管部局は、事業種別ごとに評価手法を策定する。
- 評価手法の策定に当たっては、第三者(学識経験者等)の意見を聴く。
- 策定した評価手法は、公表する。
- 再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の意見を聴く
- 評価結果(審議結果、対応方針等)は公表する。

事業評価監視委員会（要領第6関係）

地方支分部局等、地方公共団体等ごとに設置する
全ての事後評価対象事業について審議する

対応方針(案)に、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行う

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行い、その必要性があると認めるときには、意見の具申を行う

事後評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図る

事後評価の視点及び対応方針の考え方 (要領第5関係)

事後評価の視点

費用対効果分析の算定基礎となつた要因の変化

事業の効果の発現状況

事業実施による環境の変化

社会経済情勢の変化

今後の事後評価の必要性

改善措置の必要性

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

対応方針等の考え方

～ の各視点から

- ・ 改めて事後評価を実施する必要があるか
- ・ 改善措置を実施する必要があるか

の対応方針を決定。

更に、

- ・ 同種事業の計画・調査のあり方
- ・ 事業評価手法の見直しの必要性について検討。



審議結果、対応方針及びその決定理由を公表

官庁営繕の事業評価

- 官庁営繕事業は、「その他施設費」として位置づけられている。(官庁営繕事業以外では、「船舶建造事業」など)
- 新規事業採択時評価では、
事業計画の必要性
事業計画の合理性
事業計画の効果
の三つの視点にもとづき評価を実施
- 事後評価では、「事業計画の効果」に関する評価を実施

【官庁営繕の事業評価の流れ】

(7年継続)

(5年未着工)

(3年未着工)

(再評価後
3年経過)

(完了後
3年経過)

(新規事業採択)

(着工)

(完了)



新規事業
採択時評価

再評価

再評価

再評価

事後評価

事業評価手法イメージ(新規事業採択時)

事業計画の必要性

老朽・狭隘・政策要因などの視点から、事業を早期に行う必要性を評価



100点
未満

計画実施時期
の見直し

100点以上

事業計画の合理性

事業と同等の性能を可能とする他の案(改修・増築、民借)の有無を確認した上で、採択案と他の案との費用比較(LCC)により、事業計画が合理的であることを評価



100点
未満

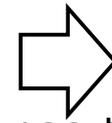
代替案での
実施を検討

100点以上

事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)と
B2(施策に基づく付加的機能)に分けて評価

- 【B1】通常の業務を行うために必要な機能を満たすことを確認
- 【B2】営繕の施策が適切に反映されていることを確認



100点
未満

事業計画の
見直し

100点以上

事業の採択

事業評価手法イメージ(事後評価)

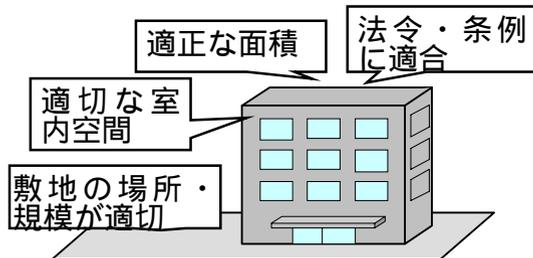
事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加的機能)について実績を示すとともに、関連するデータを示して評価を実施。

【B1】 通常の業務を行うために必要な機能を満たすことを確認

【B2】 営繕の施策が適切に反映されていることを確認するとともに、
【関連するデータ】 建物性能を示すのに適切なデータを用いて確認

【B1】



業務を行うための基本的な機能であることを建物概要、写真等で確認

【B2】



地域性・防災などの施策の反映状況と実績データを確認

【関連するデータ】

CS調査結果
CASBEE評価結果 など

事業内容に応じて、
適宜項目を設定

効果の発現が十分でなく、
今後効果の発現が期待
改善措置の検討が必要

効果の発現が概ね十分で、改善措置の必要性がない

再度
事後評価